

騒音及び振動測定

工場や事業場などの騒音発生施設において、騒音測定や振動測定を実施し、生活環境の保全・改善に貢献します。

登録分析機関

当社は計量法第 107 条で定められた計量証明事業者です。

- 計量証明事業登録(騒音)山口県第 40 号



● 敷地境界での測定状況



● 測定機器



● 騒音計



● 振動計

お問い合わせ先

 **Taiheiyo Consultant**
株式会社 太平洋コンサルタント

試験のご依頼等は、TEL 03(5820)5603
または当社ホームページからご連絡ください。
<https://www.taiheiyo-c.co.jp>